

南相馬市第三次総合計画後期基本計画策定に係る基本方針について

1 はじめに

市政運営の総合的指針となる「南相馬市第三次総合計画」は、令和4（2022）年度に策定し、本市が目指すまちの姿を定めた「南相馬市第三次総合計画基本構想（以下「第三次基本構想」という。）」の計画期間を令和5年（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間としました。

また、当該基本構想を実現するための施策の基本的な方向性を定めた「南相馬市第三次総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）」の計画期間を令和5年（2023）年度から令和8（2026）年度までの4年間としました。

今回、令和8年度をもって、当該前期基本計画の計画期間が終了を迎えることから、令和8年度内において、新たに「南相馬市第三次総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）」の策定が必要となるため、次のとおり当該後期基本計画策定に係る基本方針を定めるものです。

【第三次総合計画の構成】

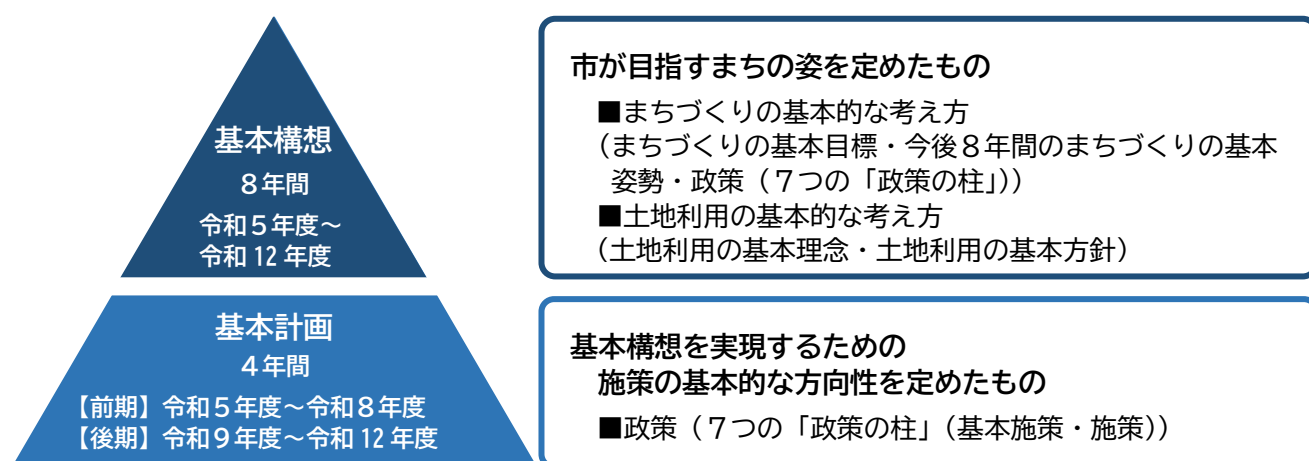
(1) 計画の構成

総合計画は、本市が目指すまちの姿や施策の基本的な方向性を示した総合的かつ基本的な指針である最上位計画で、「基本構想」、「基本計画」で構成しています。

基本構想は、本市のまちづくりの基本的な考え方及び土地利用の基本的な考え方を示すものであり、基本計画は、基本構想に示す政策実現のための手段を具体的に示したものです。

その他「実施計画」は、市内部の計画として、基本計画で示す施策の目標実現のため、具体化させたものです。

● 計画の構成 ●



(2) 計画の目標年と計画期間

時代の流れが速い中、国の「第2期復興・創生期間」等との連携や、SDGsの達成期限、市長任期と計画期間を連動させることで実効性等を確保するため、「基本構想」は令和5年度から令和12年度までの8年間とし、「基本計画」は前期・後期それぞれ4年間の計画期間としました。

● 計画の期間 ●

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
第二次 (前回)	南相馬市復興総合計画												
	10 年計画のため、基本計画の終了年度と 2 年差が生じる												
	基本構想（10 年） 2015～2024 年度												
	復興の加速のため、5 年計画を 4 年計画に前倒し												
	前期	後期基本計画（4 年）											
第三次						2 年前倒し 令和 4 年度 策定	南相馬市第三次総合計画						
							基本構想（8 年）						
							前期基本計画（4 年）			後期基本計画（4 年）			
							第三次国土利用計画（8 年）						

● 関連項目 ●

	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
関連項目				第 2 期復興・創生期間（5 年間）					第 3 期復興・創生期間（5 年間）				
	SDGs	達成期限											

2 計画策定の基本的な考え方

後期基本計画の策定に当たっては、『南相馬市第三次基本構想』とともに、前期基本計画で掲げた『基本施策』及び『施策』をベースに、後期基本計画の策定を進めるものとします。

なお、前期基本計画で掲げた『重要目標達成指標（KGI）』及び『重要業績評価指標（KPI）』とともに、同計画の『基本施策』及び『施策』などの施策体系については、今後、実施する市民意識調査、サマーレビュー（前期基本計画の全体評価含む）及び人口推計等の結果を基に、適宜、見直しを行うものとします。

また、後期基本計画のスケジュール案については、別紙「後期基本計画スケジュール」のとおりです。

3 計画策定に当たっての主な留意点

第三次総合計画の策定に当たっては、以下の留意点を踏まえて検討を進めます。

①市民参加

南相馬市自治基本条例に基づき、広く市民の参加を得て、策定します。

②新たな課題への対応のため、復興の先を見据えた取組

震災から 15 年を迎えていることに加え、国の「第 3 期復興・創生期間」等を踏まえ、復興の次のフェーズとして、新たな課題検討と取組を進めます。

③SDGs の視点による持続可能なまちづくり

SDGs を意識した計画づくりを行います。

4 計画策定の体制

多様な主体の参画により、まちづくりを支える声を広く取り入れ、市民と行政による協働で計画策定を進めます。

1) 総合計画審議会

南相馬市附属機関設置条例に基づき設置し、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査及び審議を行います。公募市民、公共的団体の役員及び職員、学識経験を有する者により委員 20 人以内で組織します。

2) 市民参加

策定に当たっては、市民の意見等を広く取り入れるため、次のとおり市民参加手続を取り入れます。

ア 市民意識の把握

・計画案作成に先立って市民ニーズや意見を把握するため、市民に対して市民意識調査を実施します。

イ 意見・提言募集

・計画案に係る意見や提言を幅広く取り入れるため、ワークショップやパブリックコメントなどを実施し、可能な限り計画案への反映に努めます。

ウ 市民説明会

・総合計画策定段階において市民に対する説明会を実施し、情報提供及び意見聴取を行います。

市民意識調査（概要）		
調査種別	項 目	内 容
市民意識調査	調査対象・方法	市内に居住する 18 歳以上の方 3,000 人 郵送配布・回収
	抽出方法	令和 8（2026）年 3 月 31 日現在の住民基本台帳から無作為抽出
	調査実施期間	令和 8（2026）年 4 月 21 日（火）～ 5 月中旬
	速報・結果報告	7 月上旬・ 7 月下旬（予定）
団体ヒアリング・市民ワークショップ等（概要）		
項 目	内 容	
開催時期	6 月下旬～ 10 月上旬	
対象	・団体ヒアリング：政策の柱ごとに関連する団体へのヒアリングを行う。 ・市民ワークショップ：市内在住、在勤、在学の方を対象としたワークショップを行う。	

3）地域協議会

「相馬郡小高町、同郡鹿島町及び原町市の廃置分合に伴う地域自治区の設置等に関する協議により定められた事項を変更する条例」に基づき、基本計画についての意見を聴取するため、案の段階で諮問します。

4）市議会

十分な情報提供を行い、意見をいただきながら、最終的に後期基本計画を報告します。

5）庁内体制

南相馬市復興総合計画等策定推進会議、南相馬市復興総合計画等構想検討会、南相馬市復興総合計画等策定委員会、南相馬市復興総合計画策定作業部会を設置します。

ア. 南相馬市復興総合計画等策定推進会議

庁議構成員をもって構成

イ. 南相馬市復興総合計画等構想検討会

企画調整会議の構成員をもって構成

ウ. 南相馬市復興総合計画等策定委員会

以下に掲げる職にある者をもって構成

構成員			構成員			構成員		
総務部	1	総務課長	商工観光部	24	商工観光部付課長（一般社団法人相馬野馬	小高区	47	地域振興課長
	2	秘書課長		25	商工労政課長		48	おだかぐらし担当課長
	3	財政課長		26	市街地活性化担当課長		49	市民総合サービス課長
	4	公有財産管理課長		27	ロボット・次世代産業推進担当課長	鹿島区	50	地域振興課長
	5	新庁舎建設担当課長		28	宇宙関連産業推進担当課長		51	市民総合サービス課長
	6	税務課長		29	産業団地整備担当課長	教育委員会	52	教育総務課長
復興企画部	7	企画課長	観光部	30	観光移住課長		53	学校教育課長
	8	イノベーション政策担当課長		31	S A 周辺開発推進担当課長		54	教育企画担当課長
	9	くらし安全課長		32	S A 周辺開発推進技術担当課長		55	文化財課長
	10	被災者支援担当課長	農林水産部	33	農政課長		56	生涯学習課長
	11	地域コミュニティ担当課長		34	施設整備担当課長		57	中央図書館長
	12	デジタル推進課長		35	農林整備課長			
市民生活部	13	市民課長		36	農地集積課長			
	14	生活環境課長		37	農地再生担当課長			
	15	環境政策課長	建設部	38	土木課長			
健康福祉部	16	社会福祉課長		39	維持担当課長			
	17	長寿福祉課長		40	都市計画課長			
	18	健康づくり課長		41	水道課長			
	19	健康スポーツ課長		42	下水道課長			
	20	高松ホーム園長	総合病院	43	総務課長			
こども未来部	21	こども家庭課長		44	経営企画課長			
	22	こども政策担当課長		45	医事課長			
	23	こども育成課長		46	小高診療所事務課長			

エ. 南相馬市復興総合計画策定作業部会

・各区役所長および各部長から推薦された各区役所及び各部の係長、主査の1 から2 名の職員

※推進会議、策定委員会、作業部会等に臨む際には、部長、課長、係長職の者は、事前に部内または課内会議等を通じて若手職員の意見を集約し、それを踏まえて会議に臨むこと。

【総合計画等策定体制図】

